

農業委員会だより（第3号）

平成21年12月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）新栄通8丁目
電話：01632-2-1001（内線238）

○ 農地を相続した場合届出が必要になります。

改正農地法については、農業委員会だより（第2号）でお知らせしたところですが、この改正農地法において、農地の相続等の届出制度が創設され、農地を相続した場合は、地元の農業委員会に届出が必要となります。

○ 農地の相続等の届出制度の内容

農地の相続等の届出制度は、改正農地法の第3条の3に規定されています。その内容は、以下のとおりとなっています。

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出）

法第3条の3 農地又は採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号（第12号及び第16号を除く。）のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

具体的な届け出の方法は、以下のとおりとなっております。（改正農地法施行規則より）

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出の方法）

第25条 法第3条の3第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

- 1 権利を取得した者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 2 土地の所在、地番及び面積
- 3 権利を取得した事由及び権利を取得した日
- 4 取得した権利の種類及び内容

また、上記の届出方法に加え、更に詳細の内容については、改正農地法処理基準の中で以下のとおり規定されています。

第5 法第3条の3関係

農地等についての権利取得の届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地等についての権利の移動があった場合にあっても、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものである。

この届出の取扱いについては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

- (1) 法第3条の3第1項に基づき届け出なければならないこととされている農地等についての権利取得は、具体的には、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む。）、法人の合併・分割、時効等による権利取得をいう。
- (2) 「遅滞なく」とは、農地等についての権利を取得したことを知った時点からおおむね10箇月以内の期間とする。
- (3) なお、この届出は、法第3条第1項本文に掲げる権利取得の効力を発生させるものではないことに留意するものとする。

例えば、届出をしたことにより時効による権利の取得が認められるというものではない。

なお、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、農地法において以下のとおり罰則が規定されています。

第69条 第3条の3第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する

これの届出に係る様式は、以下のとおりとなっております。届出が必要になった場合には、

参考としてください。

キリトリセン

様式例第3号の1

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

下記農地（採草放牧地）について、〇〇により〇〇を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出します。

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名 印

記

1 届出者の氏名等

	氏 名	住 所
届出者		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積（㎡）	備 考
	登記簿	現況		

3 権利を取得した日

平成 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

（記載要領）

- 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 届出者の氏名（法人の場合にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4の「権利を取得した事由」には、相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定（見込み）の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。